

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設洛西けいゆうの里（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、利用開始日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合や約款内容に変更を生じた場合には、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合。
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 洛西けいゆうの里のご案内
(令和 6年 6月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・法人名	医療法人 啓友会
・施設名	介護老人保健施設 洛西けいゆうの里
・開設年月日	平成 12年 6月 1日 (介護保険指定番号 第 2654080015 号)
・所在地	京都府京都市西京区大枝東長町1番36号
・電話番号	075-333-5290 ・ファックス番号 075-335-1151
・代表者氏名	中嶋 啓子 (理事長)
・管理者氏名	中嶋 啓子 (施設長)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設洛西けいゆうの里の運営方針]

「当施設は施設サービスにおいて、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供します。居宅サービスにおいては、要支援または要介護状態と認定された利用者に対し、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むができる様に、適切なサービスを提供いたします。以上のサービスの提供体制、内容を明示することを本契約の目的とします」

(3) 施設の職員体制

職 員	資 格	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	医師		3		利用者の健康管理等
看護職員	看護師	2	9	1	利用者の保健衛生並びに看護業務
薬剤師	薬剤師		1		薬剤管理及び利用者の服薬管理
リハビリ職員 (兼務)	理学療法士	1			リハビリ計画の作成、利用者への個別訓練・指導、レクリエーション等
	作業療法士	2	1		
	言語聴覚士		1		
介護従事者	介護福祉士	19	3	4	利用者の自立支援と日常生活全般の介護及びその家族への介護指導
	介護福祉士 (勤続10年以上)		14		
	介護職員	3	3		
サービス提供責任者	介護支援専門員	1			介護サービス計画書の作成等
支援相談員	社会福祉士	2			利用者及びその家族の相談業務等
栄養士	管理栄養士	1			利用者の栄養管理・指導等
事務職員		3			介護報酬請求業務、経理等
施設整備職員			1		修繕等

(4) 入所定員 定員 82名（うち認知症専門棟 27名）
・療養室（個室：10室 2人室：8室 4人室：14室）

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事：食事は原則として食堂でおとりいただきます。
(朝食 8時00分から 昼食 12時00分から 夕食 18時00分から)
- ⑤ 入浴：一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態
に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 口腔衛生管理、口腔状態の評価
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただ
くものもありますので、詳しくはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場
合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◆協力医療機関

- ・洛西ニュータウン病院（住所：京都市西京区大枝東新林町3-6）
- ・洛西シミズ病院（住所：京都市西京区大枝沓掛町13-107）
- ・シミズ病院（住所：京都市西京区山田中吉見町11-2）
- ・三菱京都病院（住所：京都市西京区桂御所町1番地）

◆協力歯科医療機関

- ・まごころ陽葵歯科クリニック（住所：京都市山科区柳辻封シ川町21-6）
- ・本田歯科クリニック（住所：京都市伏見区深草北新町631-1）

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・食事について

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいた
だきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者
の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施
には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会時間について
面会時間　月曜日～土曜日　午前9時～午後8時
日曜日　午前9時～午後7時
- ・外出について
施設管理医師の許可の下、家族の方と一緒に外出していただきます。
- ・飲酒・喫煙について
飲酒は出来ません。喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
- ・火気の取り扱いについて
火気の取り扱いはお断りします。
- ・設備・備品の利用について
施設内の設備・備品については、本来の用法に従ってご利用下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて
所持品・備品には必ず全て氏名をご記入下さい。収納場所が限られていますので必要なもの以外の持ち込みはご遠慮下さい。紛失及び破損については責任を負いませんので、ご了承下さい。
- ・金銭・貴重品の管理について
金銭は2千円以下の所持に抑えて下さい。貴重品の持ち込みは控えてください。
- ・外泊時等の施設外での受診について
緊急やむをえない場合を除き、通院同伴はご家族で対応願います。
- ・ペットの持ち込みについて
ペットの持ち込み・飼育はお断りいたします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備　スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置
- ・防災訓練　年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・受付時間　月曜日～土曜日　8：30～17：30
- ・電話番号　075-333-5290

(当施設以外の苦情等相談窓口)

- ・西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課（介護保険担当）
TEL 075-381-7638
- ・西京区洛西支所保健福祉センター健康長寿推進課（介護保険担当）
TEL 075-332-9274
- ・向日市役所健康福祉部高齢介護課 介護保険係
TEL 075-931-1111 (代表)
- ・長岡京市役所健康福祉部高齢介護課 介護保険係
TEL 075-955-2059
- ・京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係
TEL 075-354-9090

<別紙2>

介護保健施設サービスについて (令和 6年 6月 1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇口腔衛生管理

適切な口腔管理等の実施と定期的な口腔衛生状態、口腔機能の評価を実施します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険給付対象）

施設サービス利用料（1日あたりの自己負担分です）

【従来型個室の場合】

・要介護 1	750 円	(717 単位)
・要介護 2	798 円	(763 単位)
・要介護 3	866 円	(828 単位)
・要介護 4	923 円	(883 単位)
・要介護 5	974 円	(932 単位)

【多床室の場合】

・要介護 1	829 円	(793 単位)
・要介護 2	881 円	(843 単位)
・要介護 3	949 円	(908 単位)
・要介護 4	1,005 円	(961 単位)
・要介護 5	1,058 円	(1,012 単位)

(2) 各種加算の利用料（）内の数字は単位数になります。

*初期加算（I）	63 円 (60) / 日	(入所後 30 日に限る)
*初期加算（II）	32 円 (30) / 日	(入所後 30 日に限る)
*夜勤職員配置加算	25 円 (24) / 日	(入所者 20 名 : 夜勤者 1 名)
*サービス提供体制強化加算（I）	23 円 (22) / 日	(介護福祉士配置 80% 以上または勤続 10 年以上介護福祉士 35% 以上)
*認知症ケア加算	80 円 (76) / 日	(認知症専門棟に入所の場合)
*若年性認知症受入加算	126 円 (120) / 日	
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	54 円 (51) / 日	

*外泊時費用	379 円 (362) ／日
*外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	836 円 (800) ／日
*栄養マネジメント強化加算	12 円 (11) ／日
*経口移行加算	30 円 (28) ／日
*経口維持加算 (I)	418 円 (400) ／月
*経口維持加算 (II)	105 円 (100) ／月
*口腔衛生管理加算 (I)	94 円 (90) ／月
*口腔衛生管理加算 (II)	115 円 (110) ／月
*療養食加算	7 円 (6) ／回 (1 日につき 3 回を限度)
*再入所時栄養連携加算	209 円 (200) ／回
*退所時栄養情報連携加算	74 円 (70) ／回
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	56 円 (53) ／月
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	35 円 (33) ／月
*短期集中リハビリテーション加算 (I)	270 円 (258) ／日 (入所日から 3 ヶ月以内)
*短期集中リハビリテーション加算 (II)	209 円 (200) ／日 (入所日から 3 ヶ月以内)
*認知症短期集中リハビリテーション加算 (I)	251 円 (240) ／日 (入所日から 3 ヶ月以内)
*認知症短期集中リハビリテーション加算 (II)	126 円 (120) ／日 (入所日から 3 ヶ月以内)
*褥瘡マネジメント加算 (I)	4 円 (3) ／月
*褥瘡マネジメント加算 (II)	14 円 (13) ／月
*排せつ支援加算 (I)	11 円 (10) ／月
*排せつ支援加算 (II)	16 円 (15) ／月
*排せつ支援加算 (III)	21 円 (20) ／月
*ターミナルケア加算	76 円 (72) ／日 (死亡日以前 31~45 日)
*ターミナルケア加算	168 円 (160) ／日 (死亡日以前 4~30 日)
*ターミナルケア加算	951 円 (910) ／日 (死亡日前日及び前々日)
*ターミナルケア加算	1,986 円 (1900) ／日 (死亡日)
*入所前後訪問指導 (入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に自宅を訪問した場合)	
・入所前後訪問指導加算 (I)	471 円 (450) ／回
・入所前後訪問指導加算 (II)	502 円 (480) ／回
*退所時指導 (退所後、自宅に戻られる場合)	
・試行的退所時指導加算	418 円 (400) ／回
・退所時情報提供加算 (I)	523 円 (500) ／回 (自宅に退所した場合)
・退所時情報提供加算 (II)	262 円 (250) ／回 (医療機関に入院した場合)
*入退所前連携 (入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に居宅介護支援事業者と連携した場合)	
・入退所前連携加算 (I)	627 円 (600) ／回
・入退所前連携加算 (II)	418 円 (400) ／回
*緊急時治療管理	542 円 (518) ／日
*協力医療機関連携加算	105 円 (100) ／月 (令和 7 年 3 月 31 日まで)
*協力医療機関連携加算	53 円 (50) ／月 (令和 7 年 4 月 1 日以降)
*協力医療機関連携加算	6 円 (5) ／月
*所定疾患施設療養費 (I)	250 円 (239) ／日
*所定疾患施設療養費 (II)	502 円 (480) ／日
*科学的介護推進体制加算 (I)	42 円 (40) ／月
*科学的介護推進体制加算 (II)	63 円 (60) ／月
*安全対策体制加算	21 円 (20) ／回
*自立支援促進加算	314 円 (300) ／月
*かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	147 円 (140) ／回
*かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) ロ	74 円 (70) ／回

*かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）	251 円 (240) ／回
*かかりつけ医連携薬剤調整加算（III）	105 円 (100) ／回
*認知症専門ケア加算（I）	4 円 (3) ／日
*認知症専門ケア加算（II）	5 円 (4) ／日
*認知症チームケア推進加算（I）	157 円 (150) ／月
*認知症チームケア推進加算（II）	126 円 (120) ／月
*認知症行動・心理症状緊急対応加算	209 円 (200) ／日
*高齢者施設等感染対策向上加算（I）	11 円 (10) ／月
*高齢者施設等感染対策向上加算（II）	6 円 (5) ／月
*新興感染症等施設療養費	251 円 (240) ／日
*介護職員等処遇改善加算（I）	基本料金と各種加算の利用料の合計×7.5%／月

《利用料金の計算方法》

単位数 × 10.45 (地域区分単価) = ①介護報酬総額 (小数点以下切り捨て)

① × 0.9 (保険給付率) = ②保険請求額 (小数点以下切り捨て)

① - ② = 利用料金

※2割負担の場合、保険給付率は0.8 3割負担の場合、保険給付率は0.7になります。

(3) その他の料金（介護保険対象外）

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。なお、食費・居住費についても所得等に応じて料金が異なります。

① 食費 1,530 円／日 (内訳：朝 210 円、昼 660 円、夕 660 円)

※食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

② 居住費（療養室の利用費）

従来型個室 1,740 円／日

多床室 600 円／日

※居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

◆上記①及び②において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい。

③ 特別な室料（但し、認知症専門棟は除きます。）

特別室 6,000 円／日（税込）

個室 3,000 円／日（税込）

2人室 1,500 円／日（税込）

④ 理美容代 2,000 円～6,500 円／回（非課税・実費相当）

⑤ 特別食（行事食の費用） 300 円／食（非課税・追加徴収）

⑥ 文書料（診断書等） 3,000 円～5,000 円／通（税別）

⑦ 死亡診断書料 5,000 円／通（税別）

⑧ 日常生活品費 210 円／日（税込）

⑨ 教養娯楽費 150 円／日（税込）

⑩ テレビ貸与代（4人部屋使用者のみ） 100 円／日（税込）

⑪ 電気代（一品目につき） 50 円／日（税込）

⑫ 洗濯代行 500 円／回（税込）

⑬ 洗濯機使用料 200 円／回（税込）

⑭ 乾燥機使用料 300 円／回（税込）

(4) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は以下のキャンセル料をいただきます。

(ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除く。)

- ① 利用日前前日までのキャンセル

無料

- ② 利用日前日のキャンセル

介護保険料の10割及び滞在費及び特別な室料の合計の1日分

- ③ 利用日当日のキャンセル

介護保険料の10割及び滞在費及び特別な室料の合計の2日分

(5) 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払

いください。領収書は翌月の請求書送付時に同送いたします。

・お支払い方法は、郵便口座自動引落しといたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和 6年 6月 1日現在)

介護老人保健施設洛西けいゆうの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等との連携（情報提供等）、意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設洛西けいゆうの里を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

説明年月日 年 月 日 説明者氏名 印
説明者職種

<利用者>
住 所 氏 名 印
印

<利用者の身元引受人>
住 所 氏 名 印
印

【本約款第3条の身元引受人の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	(〒 -)
・電話番号	
・携帯電話	

個人情報利用に関する同意書

医療法人啓友会
介護老人保健施設 洛西けいゆうの里施設長殿

私と貴事業所との間で、 年 月 日に締結した、サービス利用契約書中の秘密保持に関する条項の内容に沿って、私及び家族の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

【 個人情報利用に関する理由 】

○施設内部での利用

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　　—入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告

○他の事業者等への情報提供を伴う利用

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　　—利用者へ居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答を行う場合
- 利用者の診療等にあたり、外部の医師等との連携（情報提供等）、意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託、その他の業務委託を行う場合
- 家族等への心身の状況説明を行う場合
- ・ 介護保険事務のうち
　　—審査支払機関へのレセプト提出を行う場合
- 審査支払機関または保険者からの照会への回答を行う場合
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等を行う場合

○上記以外の利用

- ・ 当施設の管理業務運営のうち
　　—医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料とし利用を行う場合
- 当施設において学生実習への協力を行う場合
- 当施設内において事例研究資料として使用する場合

年 月 日

利用者 _____ 印

身元引受人 _____ 印

家族 _____ 印